

電子証明書の海外利用等について

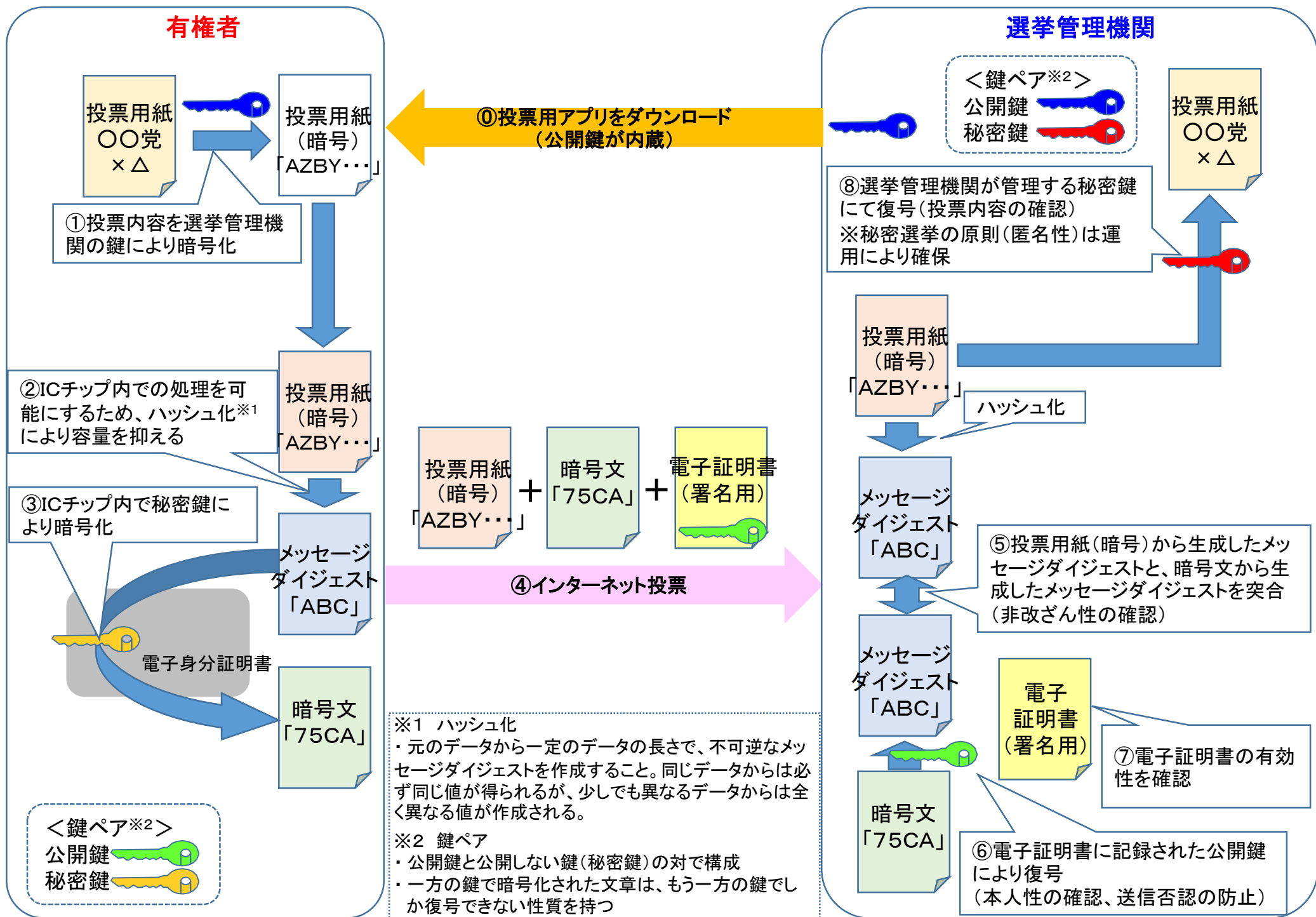
海外の手続ごとにみる電子証明書の利用可能性について

手続	本人確認・住所確認	電子証明書の利用可能性
在外選挙人名簿への登録申請	<p>本人確認 必須(旅券などとあわせ、<u>対面で行う</u>)</p> <p>住所確認 管轄区域内における3箇月住所要件を確認するため必須(海外の住所が記載されている公共料金領収書など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対面で本人確認を行う手続であることにあわせ、在外公館において住所を確認することが必要な手続であることから、<u>オンライン化(電子証明書の利用)は難しいか。</u>
郵便等投票	<p>本人確認 必須(請求書の署名と在外選挙人名簿登録申請時の署名を照合)</p> <p>住所確認 制度上求められていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめシリアル番号を最終住所地の選挙管理委員会に登録することで、<u>利用者証明用電子証明書</u>によることが可能か。(※投票内容を外部から改ざんされるおそれのないサーバ上で投票行為を可能とする等のシステム上の工夫が必要か。)
在外公館投票	<p>本人確認 必須(旅券など)</p> <p>住所確認 制度上求められていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一方、<u>エストニアの電子投票では、電子署名が可能な電子証明書</u>を利用しており(詳細第3頁)、在外における電子投票についてはこの仕組みを参考とすることも考えられる。 ただし、<u>在外における投票行為に際して現住所の提示は必要とされていないことから、署名用電子証明書の住所記載事項としては「国外」で充分か。</u>
在留届	<p>本人確認・住所確認 制度上必須ではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認が不要であるため、電子証明書は制度上不要だが、利用者証明用電子証明書を活用することで、なりすましを防ぐことが可能ではないか。
出生届	<p>本人確認・住所確認 制度上必須ではない(運用上行われている場合がある)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 届出書の記載内容や出生証明などの添付書類に改ざんがないことを確認するため、<u>署名用電子証明書は必須か。</u>ただし、署名用電子証明書の住所記載事項としては「<u>国外</u>」で充分か。
婚姻届、離婚届	<p>本人確認 必須(氏名及び生年月日又は住所)</p> <p>住所確認 制度上必須ではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 届出書の記載内容や出生証明などの添付書類に改ざんがないことを確認するため、署名用電子証明書は必須か。ただし、署名用電子証明書の住所記載事項としては「<u>国外</u>」で充分か。

海外の手続ごとにみる電子証明書の利用可能性について

手続	本人確認・住所確認	電子証明書の利用可能性
戸籍証明書等の請求	<p>本人確認 必須(氏名及び生年月日又は住所)</p> <p>住所確認 制度上必須ではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>あらかじめシリアル番号を本籍地市町村に登録し、氏名及び生年月日情報と紐付けること等により、利用者証明用電子証明書によることが可能ではないか。</u>
年金(現況届)	<p>本人確認・住所確認 在留証明(在外公館への出頭が必要)により生存確認として行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>仮に対面による生存確認を必ずしも要しないとすれば、あらかじめシリアル番号を日本年金機構に登録することで、利用者証明用電子証明書によることが可能ではないか。</u>
<p>実特法※上の手続</p> <p>※ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</p>	<p>本人確認 住所確認書類により兼ねているものと考えられる。</p> <p>住所確認 必須(居住地国の変更がある場合。在留証明など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現住所の提示及び証明を求めるものであることから、<u>詳細な住所を含む4情報を記載した署名用電子証明書が必須か。</u>
<p>犯収法※上の手続</p> <p>※ 犯罪による収益の移転防止に関する法律</p>	<p>本人確認 必須(住所が記載された旅券など)</p> <p>住所確認 本人確認事項として必須</p>	
不動産相続時の登記変更手続	<p>本人確認 必須(署名証明など)</p> <p>住所確認 必須(在留証明など)</p>	

エストニアにおける電子投票のフロー（イメージ）【未定稿】



電子証明書の発行主体及び事務主体について(現行制度の整理)

現行制度について

※電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)(公的個人認証法)

(署名用電子証明書の発行)

第三条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村…(中略)…の市町村長…(中略)…を経由して、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書…の発行の申請をすることができる。

2 略

3 住所地市町村長は、…(中略)…申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認(以下この条において「署名利用者確認」という。)をする(略)。

4 住所地市町村長は、前項の規定により署名利用者確認をしたときは…(中略)…当該申請者の署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カード…(中略)…に記録するものとする。

5 住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは…(中略)…当該申請者に係る申請書の内容及び署名利用者検証符号を機構に通知するものとする。

6 前項の規定による通知を受けた機構は、…(中略)…機構が電子署名を行った当該申請に係る署名用電子証明書を発行…(中略)…するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、…(中略)…署名用電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録して申請者に提供するものとする。

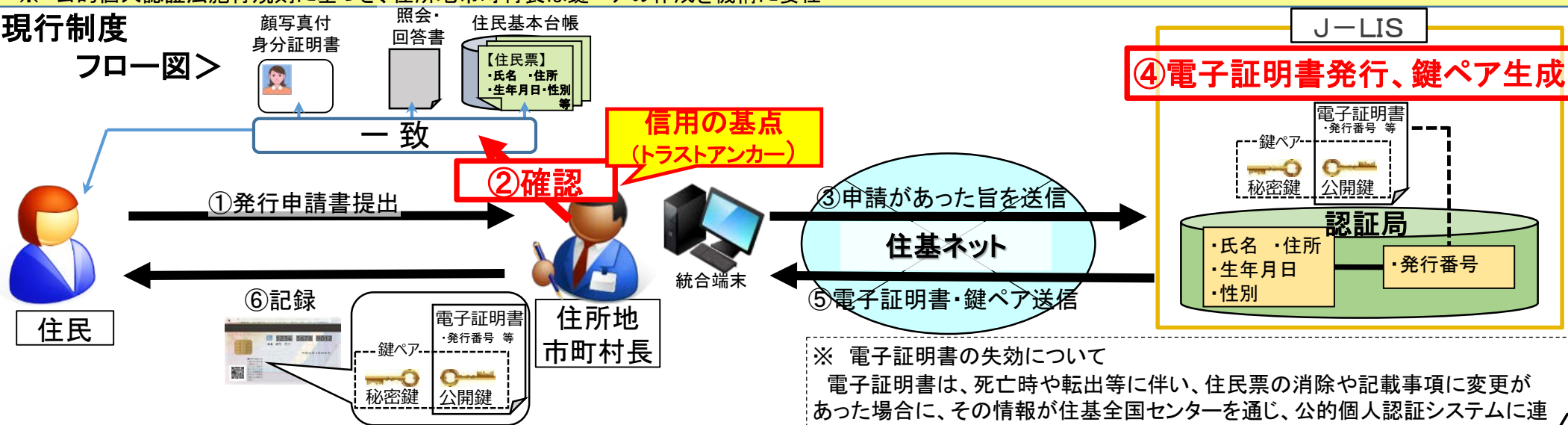
8 略

◆電子証明書発行主体 ⇒ J-LIS ◆本人確認・電子証明書提供事務実施主体 ⇒ 住所地市町村長

※ 公的個人認証法施行規則に基づき、住所地市町村長は鍵ペアの作成を機構に委任

<現行制度

フロー図>



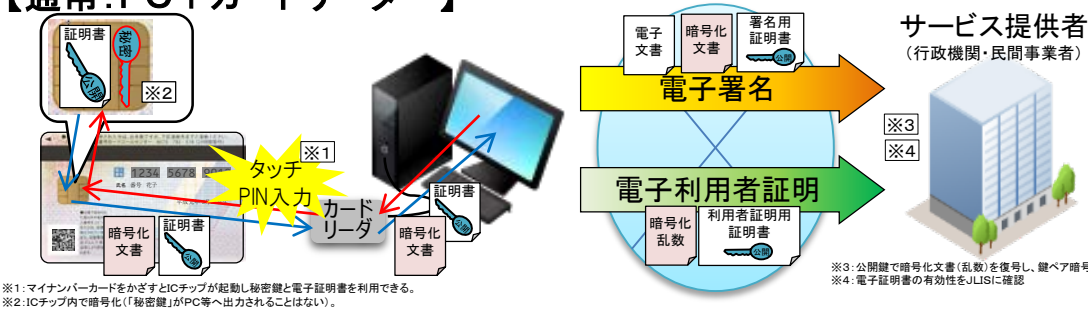
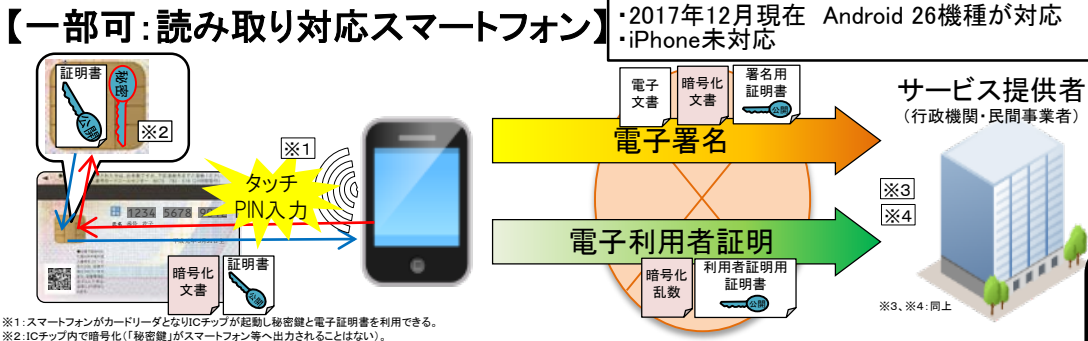
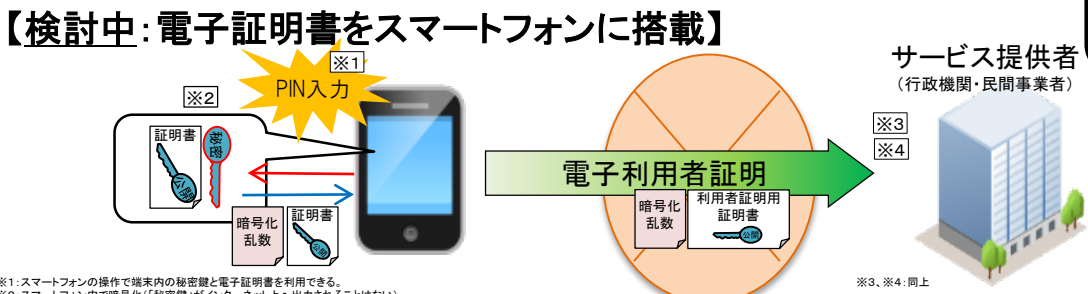
※ 電子証明書の失効について

電子証明書は、死亡時や転出等に伴い、住民票の消除や記載事項に変更があった場合に、その情報が住基全国センターを通じ、公的個人認証システムに連携されることで、自動的に失効

電子証明書の多様化①

主に公的個人認証サービスの利便性を向上する観点から、以下のような議論がある。

- マイナンバーカード以外の記録媒体を考えていく必要があるのではないか。
- PIN入力を要しない認証方法について考えていく必要があるのではないか。

利用ツール・方法	主な用途	準備するもの			
		マイナンバーカード	PC	カードリーダー	スマートフォン
【通常：PC+カードリーダー】  <p>※1: マイナンバーカードをかざすとICチップが起動し秘密鍵と電子証明書を利用できる。 ※2: ICチップ内で暗号化(「秘密鍵」がPC等へ出力されることはない)。 ※3: 公開鍵で暗号化文書(乱数)を復号し、鍵ペア暗号方式の成立を確認 ※4: 電子証明書の有効性をJLISに確認</p>	○電子署名 ・電子申請 ○電子利用者証明 ・HPログイン ・オンラインサービス利用	○	○	○	×
【一部可：読み取り対応スマートフォン】 ・2017年12月現在 Android 26機種が対応 ・iPhone未対応  <p>※1: スマートフォンがカードリーダーとなりICチップが起動し秘密鍵と電子証明書を利用できる。 ※2: ICチップ内で暗号化(「秘密鍵」がスマートフォン等へ出力されることはない)。 ※3, ※4: 同上</p>	○電子署名 ・電子申請 ○電子利用者証明 ・HPログイン ・オンラインサービス利用	○	×	×	○
【検討中：電子証明書をスマートフォンに搭載】  <p>※1: スマートフォンの操作で端末内の秘密鍵と電子証明書を利用できる。 ※2: スマートフォン内で暗号化(「秘密鍵」がインターネット上へ出力されることはない)。 ※3, ※4: 同上</p>	・HPログイン ・オンラインサービス利用	×	×	×	○

	Android	iPhone
読み取り	○(一部可)	×
スマホ搭載	×	×

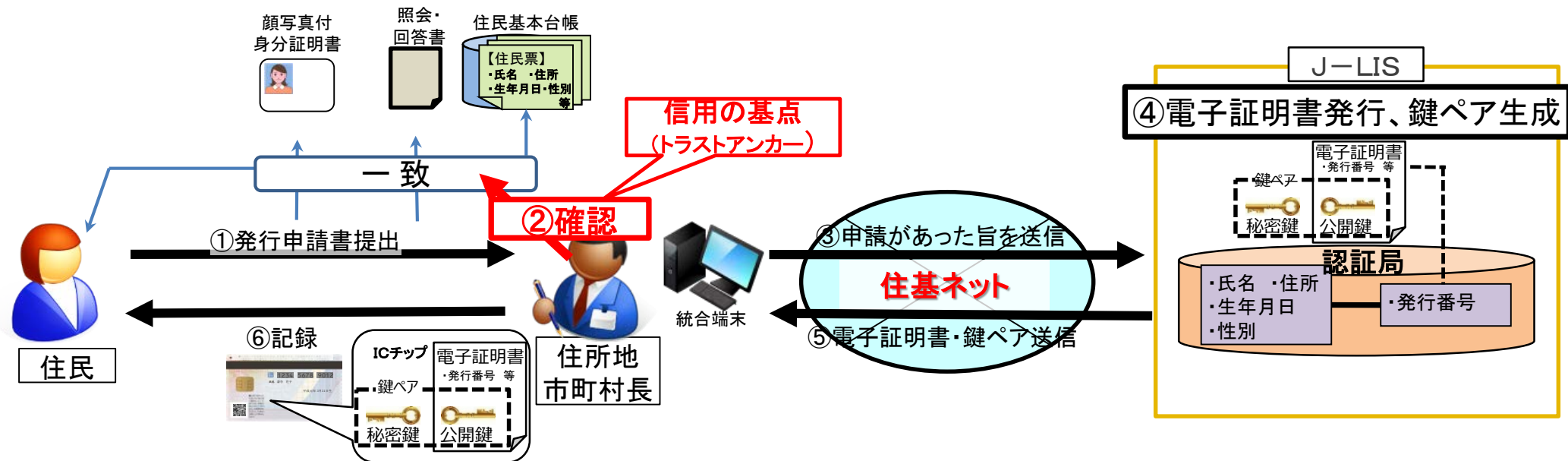
スマートフォンへの電子証明書搭載手続の際に必要

電子証明書の多様化②（スマートフォン向けに搭載する電子証明書）

現行制度フロー図（マイナンバーカードへの電子証明書搭載フロー）

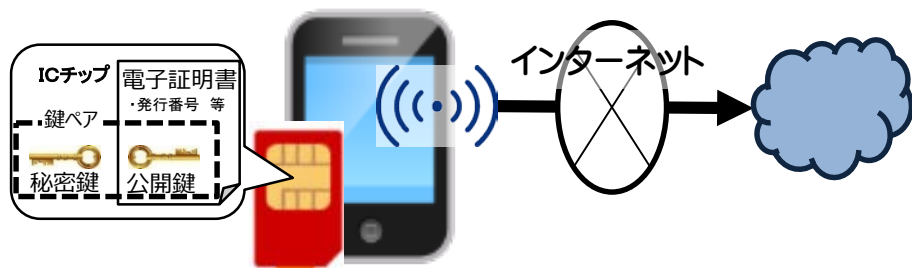
◆ 電子証明書発行主体 ⇒ J-LIS ◆ 本人確認・電子証明書提供事務実施主体 ⇒ 住所地市町村長

※ 公的個人認証法施行規則に基づき、住所地市町村長は鍵ペアの作成を機構に委任

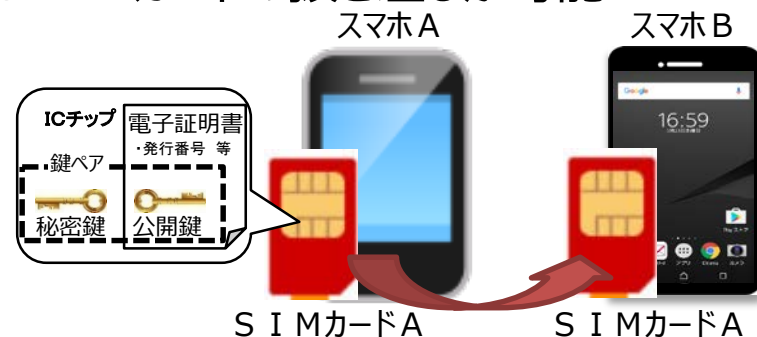


マイナンバーカードと異なるスマートフォンの特殊性

➤ 常時、インターネットに接続



➤ SIMカードの抜き差しが可能



電子証明書の多様化③（PIN入力を要しない認証方式）

	認証方法		真正性 推定効	証明書 記録事項	証明される事項
	本人が保有 しているべき カードの使用 (所持認証)	本人しか 知り得ない PINの入力 (知識認証)			
電子署名	○	○	○	4情報 発行番号	①本人認証＋②文書の真正性証明 ① 電子証明書の名義人本人がその電子文書を作成したこと ② 送信された電子文書の情報が改ざんされていないこと
電子利用者 証明	○	○	-	発行番号	本人認証 <ul style="list-style-type: none"> 電子証明書の発行番号を割り振られた本人がオンラインサービスを利用しようとしていること
PINなし	○	-	-	発行番号	<ul style="list-style-type: none"> 有効な電子証明書が記録されたマイナンバーカードを用いてオンラインサービスを利用しようとしていること ※ 本人しか知り得ない情報(PIN)の入力を行わないため、単独では利用者がその電子証明書の発行番号を割り振られた本人であることまで証明することはできないが、券面情報(顔写真、本人確認情報)による本人確認と組み合わせることで、上記2つの認証行為とは異なる新たな本人認証が可能か。